

イ 児童自立支援施設（厚生労働省）

児童自立支援施設⁸⁹は、不良行為を行ったり、行うおそれのある子どもに対して、その自立を支援することを目的として、一人一人の状況に応じ、生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整を行う施設である。

厚生労働省は、児童自立支援施設運営指針⁹⁰などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

(8) 更生保護、自立・立ち直り支援（法務省）

ア 少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放

少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放とは、収容されている者を、法律や判決、決定によって定められている収容期間の満了前に仮に釈放し、その円滑な社会復帰を促す措置である。少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放を許された者は、収容期間が満了するまでの間、保護観察を受ける。平成24（2012）年における少年院仮退院者は、全出院者の99.4%に当たる3,421人（速報値）であった。

保護観察所は、少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放に先立って、出院・出所後の少年を取り巻く環境（家庭、職場、交友関係など）が、その改善更生を促す上で適切なものとなるよう、引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業について調整を行い、受入体制の整備を図っている。

イ 保護観察

保護観察は、非行・犯罪に陥った少年に、社会生活を営ませながら、その改善更生を図る上で必要な生活行動に関する一定の事項（遵守事項と生活行動指針）を守って健全な生活をするよう指導監督するとともに、自助の責任を踏まえつつ、就学や就職などについて補導援護することにより、少年の改善更生を促すものである⁹¹。保護観察官と民間篤志家である保護司とが協働して、その実施に当たっている。平成23（2011）年に保護観察所が新たに開始した保護観察事件数の60.1%に当たる27,181件が、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年や地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された少年の事件であった。近年では、暴走族に關係のある少年や無職少年の比率が高い状態が続いている。

複雑かつ困難な問題を抱えた処遇困難な少年が増加していることを踏まえ、問題性の高いケースについては、保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。また、少年の持つ問題性やその他の特性を類型化し、各類型に焦点を当てた処遇を実施している。北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」では、主に少年院を仮退院した少年を対象とし、旭川保護観察所の駐在官事務所に併設された宿泊施設に居住させ、濃密な保護観察を実施するとともに、同町が運営する農場で農業実習を受けさせ、改善更生の促進を図っている⁹²。（第2-3-13図）

89 「児童福祉法」第44条に規定される施設。

90 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_07.pdf

91 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html

92 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html

第2-3-13図 沼田町就業支援センター

(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html)

ウ 処遇全般の充実・多様化

① 関係機関の連携

非行の深刻化に対処するため、少年のプライバシーなどとの調整を図りながら、関係機関が情報を共有し、各機関のなすべき役割を果たしていく必要がある。

法務省は、以下の取組により、保護処分の適正かつ円滑な執行を図っている。

- ・全国の少年院において、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、少年鑑別所といった関係機関の担当者が一堂に会し、在院者の少年院入院後の処遇経過や今後の処遇方針、保護関係調整について検討を行う処遇ケース検討会を実施
- ・家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院や保護観察における効果的な処遇と連携の在り方を検討するため、定期的に協議会を開催
- ・処遇機関において、必要に応じ、学校、警察、福祉施設の職員とも個別事例の検討を実施

② 社会参加活動や社会貢献活動による改善更生の取組

保護観察では、社会性に乏しい少年を社会体験的な活動に参加させることにより、その健全育成を図る社会参加活動を実施している。また、福祉施設での介護補助活動や公共の場所での清掃活動など社会に役立つ活動を行い、他人から感謝されることで、自己有用感、規範意識や社会性の向上を図る社会貢献活動を実施している。

③ 民間ボランティア・施設・団体等との連携

(第2部第4章第3節2「地域における多様な担い手の育成」を参照。)

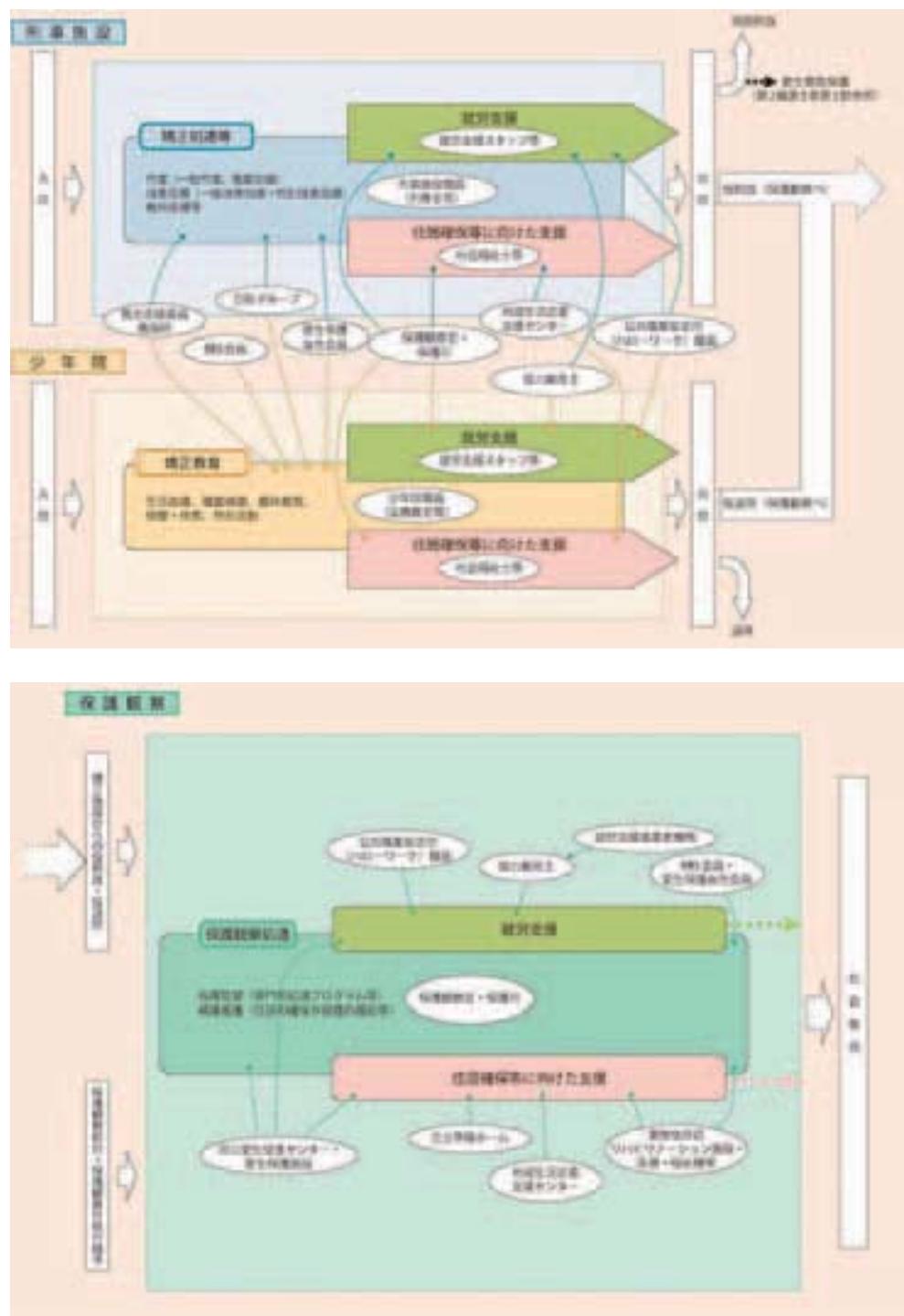
(9) 非行少年に対する就労支援等（法務省、厚生労働省）

少年院や少年刑務所等は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による職業講話、職業相談、職業紹介、求人情報の提供といった就労支援を実施している。（第2-3-14図）

保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年の就労先の調整・確保に努めている。保護観察中の無職少年に対しては、その処遇過程において、就労意欲がない原因や意欲があっても就労できない理由、就労しても継続しない理由など、不就労の原因となっている問題点の把握に努め、その解消を図るために助言指導を行っている。また、一部の保護観察所は、民間法人に委託し、矯正施設に在院・在所中から就職後の職場定着に至るまで専門家による継続したきめ細かな支援を行う「更生保護就労支援モデル事業」を実施している（第2-3-15図）。平成25（2013）年度からは、雇用の受皿を拡大するため、協力雇用主⁹³による更なる雇用の拡大や、出院・出所後の若者の雇用に理解を示すソ-

シャルファーム（労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体など）の開拓・確保に努めている。

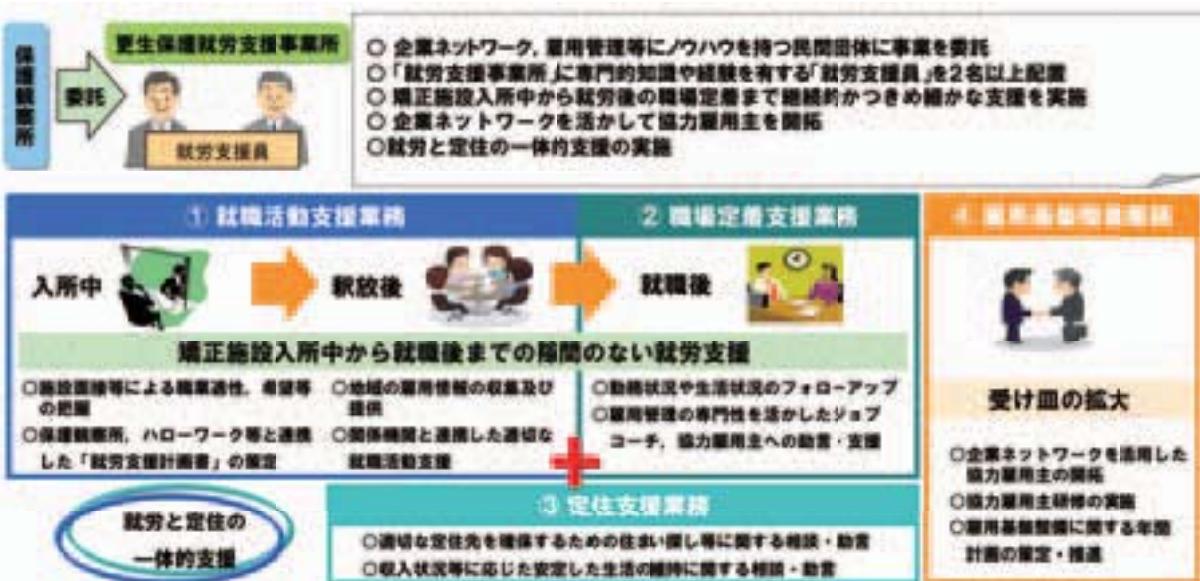
第2-3-14図 非行少年の処遇と社会復帰支援の概要



(出典) 法務省「犯罪白書」

93 第2部第4章第3節2「地域における多様な担い手の育成」を参照。

第2-3-15図 更生保護就労支援モデルの概要



(出典) 法務省「犯罪白書」

ハローワークは、少年院や少年刑務所等、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に付された少年を対象とした職業相談、職業紹介、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用といった就労支援を推進している。また、就労後の相談、問題点の把握、問題解決のための助言など、就労継続のための支援を行っている。

厚生労働省は、施設などを退所したが社会的自立が十分ではない若者に対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」(児童自立生活援助事業)の充実に努めている。(第2部第3章2(1)「年長児の自立支援策の拡充」も参照。)

(10) いじめ・暴力対策 (警察庁、文部科学省)

いじめ、暴力行為といった児童生徒の問題行動は依然として相当数に上っており、教育上の大変な課題となっている。

文部科学省は、これまで都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、

- ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること、
- ・問題行動の中でも特に校内傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること

を求めてきた。平成24(2012)年11月2日には、学校と警察との更なる連携を促すため、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」⁹⁴を、都道府県・指定都市教育委員会教育長や都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人学長宛てに発出した。この通知では、いじめは行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規に抵触する可能性があることに触れつつ、以下の3点の周知徹底を図った。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること

94 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm